



第5章

計画の推進に向けて

1 地域保健福祉計画の推進方策

(1) 保健福祉審議会による総合調整

- 区長の附属機関である「保健福祉審議会」において、区の保健福祉にかかる事項について総合的に検討し、施策の推進を図ります。

(2) 保健福祉施策調整会議による総合的かつ効果的な施策推進

- 区の関係各課および社会福祉協議会により構成する「保健福祉施策調整会議」において、施策の実施状況の把握や連絡調整を図るとともに、分野横断施策の総合調整等を行い、総合的かつ効果的に施策を推進していきます。

(3) 相談支援包括化の推進

- 区の関係各課、地域の専門相談支援機関等との連携強化・総合調整等を図るため、豊島区役所4階「福祉総合フロア」に「相談支援包括化推進員(仮称)」を早期に配置します。
- 相談支援包括化推進員(仮称)は、単独の組織で対応が困難な複雑・複合的な課題に対して、関係各課や関係機関等と連携を図りながら、必要に応じてケース検討会議を開催するなど、課題解決に向けて全体調整を行います。

(4) 社会福祉協議会との連携・協働による地域保健福祉の推進

- 新たな支え合いの推進による地域づくりにあたっては、区民主体の自主的な地域福祉活動の活性化が欠かせません。そのためには、社会福祉協議会のもつ区民と行政との仲介的な役割が一層重要になります。
- 区は社会福祉協議会と連携・協働し、地域保健福祉の推進に向けた施策を展開するとともに、社会福祉協議会に対して必要な支援を行っていきます。



(5) 分野横断・連携の要となる保健福祉人材の養成システムの構築

- 保健師や社会福祉士等をはじめとする保健福祉全般で求められるソーシャルワーク能力をもった人材の確保・育成に向け、区および民間事業者等の職員に対する講演会や研修の充実、効果的な育成プログラムの提供などを推進していきます。
- 区内大学や民間企業等と連携し、保健福祉専門職等に対して、より高度で専門的な学習や技術習得の機会を提供できる仕組みを検討し、民間事業者の人材育成活動がさらに促進されるよう支援していきます。

(6) 情報の蓄積および共有

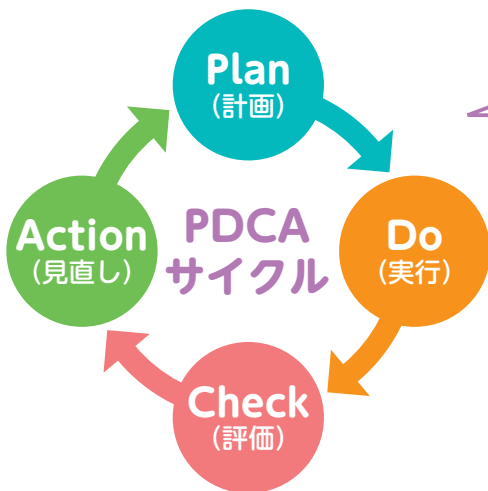
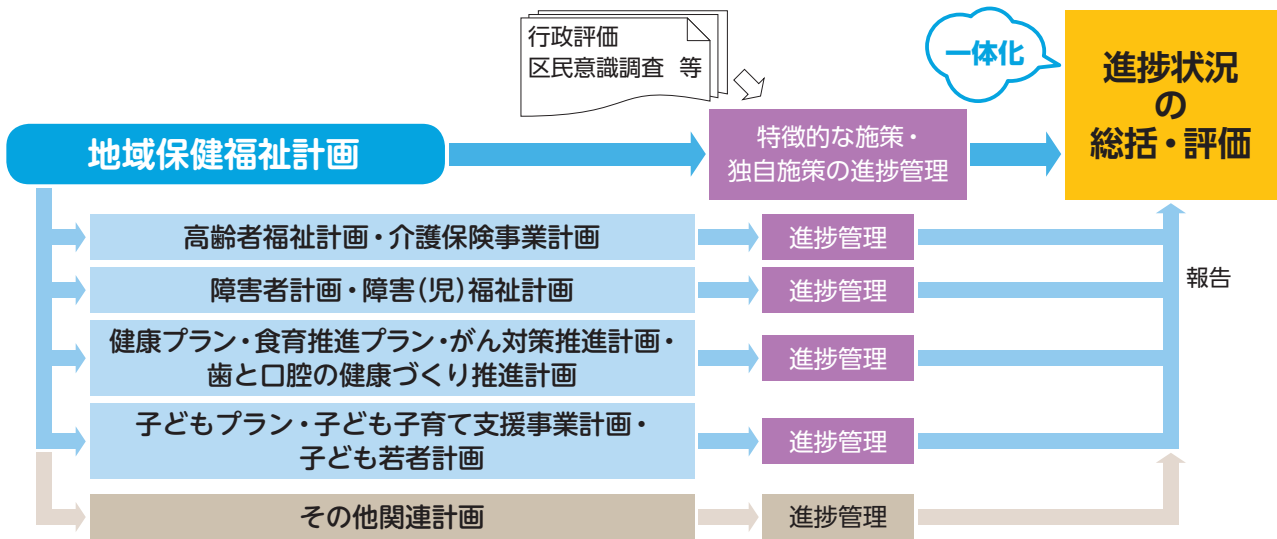
- 区は、各分野における個別課題のほか、複合的な課題や分野横断的な課題等に対する区および関係機関の対応事例を蓄積し、関係者間で共有するため、情報の一元的な把握や管理・共有のあり方について検討していきます。
- 分野別または組織別に収集・把握している社会資源等については保健福祉全般に共通するものも多数あることから、それぞれが収集・把握した社会資源等のデータベース化を図るなど、社会資源等を共有・相互活用していく仕組みを構築していきます。

2 地域保健福祉計画の進捗管理

- 今後6年間の区の地域保健福祉の施策を着実に推進していくため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、見直し)を通じて、常に区民ニーズにあった施策がより効果的・効率的に実施されているかを点検し、必要に応じて取り組みの見直し等を行っていきます。
- 施策の進捗管理は、包含する個別計画において実施する進捗管理の結果や、区が実施する行政評価や区民意識調査等の結果を活用し、地域保健福祉計画独自の取り組みの進捗状況等と統合したうえで、総括的に進行管理を行います。
- 進捗状況の総括・評価は、毎年1回、保健福祉審議会において実施し、PDCAサイクルによる施策や事業の見直しの基礎資料として活用するとともに、その結果は区ホームページ等により区民に公表します。



地域保健福祉計画の進捗管理



計画 (Plan)

区の現状を踏まえ、区民ニーズにあった施策を設定し、達成に向けた活動を立案します。

実行 (Do)

計画にもとづき活動を実行します。

評価 (Check)

定期的とその進捗状況を把握し、より効果的・効率的に実施されているか分析・評価を行います。

見直し (Action)

必要があると認めるときは、施策や事業の見直し等を実施します。

3 今後の改定に向けた考え方

- 地域保健福祉計画のもつ共通課題や分野横断、地域連携といった特性を踏まえ、6か年の計画期間を通して計画を推進していきます。
- 計画期間の中間年度に予定されている基本計画の見直し、計画期間内に行われる個別計画の改定にあたり、地域保健福祉計画の基本的な考え方等に変更の必要が生じたと判断した場合には、本計画についても必要な改定を行います。
- このほか、社会経済状況、保健福祉に関する関係法令・制度等に大きな改正等があった場合には、必要に応じて見直しを検討します。

